ロ　イに掲げるとき以外のときは、その共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）

第五十七条中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

第五十九条第一項中「提出して、」の下に「令第十三条第一号から第二十二号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は」を加え、「上段」を「上欄」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項の表小割り式ぎんざけ養殖業（令第十三条第十号に掲げる小割り式ぎんざけ養殖業をいう。以下同じ。）の項中「小割り式ぎんざけ・ます養殖業」に改め、同表疾病の欄中「類結節症」の下に「、ノカルジア症」を加え、同表に次のように加える。

小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第二十八号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第二十九号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症

第六十条中「、単位漁場区域ごとに」を削る。

第六十七条中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、「かきをいう」の下に「。以下同じ」を加え、「ぎんざけ」を「ぎんざけ等」に、「又はしまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。以下同じ。）」を「、しまあじ（同表に掲げるしまあじをいう。以下同じ。）、まはた等（同表に掲げるまはた等をいう。）、すぎ（同表に掲げるすぎをいう。）、まさば（同表に掲げるまさばをいう。）、くろまぐろ（同表に掲げるくろまぐろをいう。）、めばる等（同表に掲げるめばる等をいう。）又はかわはぎ（同表に掲げるかわはぎをいう。）」に改める。

第六十八条の二の表一年貝真珠養殖業（令第十三条第二号に掲げる一年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）及び二年貝真珠養殖業（令第十三条第三号に掲げる二年貝真珠養殖業をいう。以下同じ。）の項の前に次のように加える。

かき養殖業（令第十三条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。）	夏期の高水温による環境性疾病（赤潮によるものを除く。）

第六十八条の二の表小割り式ぎんざけ養殖業の項中「小割り式ぎんざけ養殖業」を「小割り式さけ・ます養殖業」に改める。

第六十九条中「養殖水産動植物は」の下に「、かき」を加え、「ぎんざけ」を「ぎんざけ等」に改める。

第七十一条の七に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事が法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定める一定の区域において周年操業をする同一の種類の特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日を統一するため、当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間の開始日の変更をする必要が生じた場合には、当該変更をする日の一年前の日を共済責任期間に含む共済契約に係る共済責任期間の終了日の翌日から当該変更をする日の前日までの期間を当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済責任期間とすることができる。

第七十一条の十八第一号中「第六号」を「第八号」に改め、同条中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

八　当該特約に係る共済金は法第百二十五条の十一第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とすること。

イ　被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額を超えるときは、当該事故額

ロ　イに掲げるとき以外のときは、その共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）

第七十四条に次のただし書を加える。

ただし、第四十九条ただし書又は第七十一条の七ただし書の規定により周年操業をする漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済責任期間を第四十九条ただし書第二号又は第七十一条の七ただし書に定める期間とする場合には、当該期間を当該漁業に供用する養殖施設又は漁具に係る漁業施設共済の共済責任期間とすることができる。

第八十条中「当該共済事故の発生前に当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（法第九十三条第一項の規定により組合が支払の責めを免れた共済金を含む。）があるときは、その共済金の金額をそれぞれ法第百三十五条の割合で除して得た金額の合計額を差し引いて得た金額」を「に法第百三十五条」に改める。

第八十条の次に次の一条を加える。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第八十条の二　法第百三十六条の二の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　当該特約に係る共済金は法第百三十五条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は同条の規定により算定した金額とすること。

二　当該特約に係る共済金は法第百三十六条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は前条の規定により算定した金額とすること。

第八十九条第一項の表かき養殖業（令第十三条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。）又は特定かき養殖業に供用するいかだの項中「（令第十三条第一号に掲げるかき養殖業をいう。以下同じ。）」を削る。

第九十一条中「生産金額の減少で漁業共済事業によつててん補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「養殖水産動植物に係る損害」を「漁獲金額の減少（操業の制限を受けた期間に応じて算定するものに限る。）又は養殖水産動植物に係る損害」に改める。

別表第四有明海水域の項中「同町」を「同市」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

3　その共済責任期間の開始日が施行日前の日である地域共済事業に係る共済契約及び当該共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。